

島根県低炭素建築物新築等計画認定実施要綱

平成24年12月4日制定
平成29年3月24日改正
平成30年3月27日改正
令和3年4月23日改正
令和4年11月7日改正
令和4年12月23日改正
令和6年3月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の事務に関し、法及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）に定めるもののほかに必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、法の定めにあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 認定基準 法第54条第1項各号に掲げる基準をいう。
- (2) 登録省エネ判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (3) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する機関をいう。
- (4) 登録住宅型式性能認定等機関 住宅品質確保法第44条第3項に規定する機関をいう。
- (5) 住宅性能評価 住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。
- (6) 住宅型式性能認定 住宅品質確保法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定をいう。
- (7) 住宅型式性能認定書 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいう。
- (8) 設計住宅性能評価書 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。

(事前審査)

第3条 法第53条第1項又は第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定（以下「認定」という。）の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合していることについて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める機関の技術的審査を受けることができる。

- (1) 住宅の用途に供する部分（以下「住宅部分」という。）の認定を受ける場合 登録住宅性能評価機関
- (2) 住宅部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）の認定を受ける場合 登録省エネ判定機関
- (3) 住宅部分かつ非住宅部分を有する建築物の認定を受ける場合 登録住宅性能評価機関かつ登録省エネ判定機関の登録を受けている審査機関

(知事が必要と認める図書等)

第4条 規則第41条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第3条の規定により登録省エネ判定機関、登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合は、それぞれの機関が交付する認定基準に適合することを証する書類の写し
- (2) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定(住宅品質確保法第3条第1項に規定する日本住宅性能表示基準(以下「住宅性能表示基準」という。)に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当する場合に限る。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- (3) 住宅性能評価を受けた場合においては、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限る。)の写し

2 規則第41条第3項の規定により知事が不要と認める図書は、住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、当該住宅型式性能認定書に、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものとする。

(計画の通知)

第5条 法第54条第3項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)への通知は、計画通知書(様式第1号)に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて行うものとする。

2 建築主事等は、前項の通知に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第4項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により準用する建築基準法第18条第3項により建築基準関係規定に適合することを認めるときは、前項の確認の申請書の副本を添えて、確認済証を知事に交付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 申請者が、知事の認定を受ける前に、当該申請を取り下げるときは、取下げ届(様式第2号)の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

(取りやめる旨の申出)

第7条 認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)が当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下、「認定低炭素建築物新築等計画」という。)に基づく低炭素化のための建築物の新築等(以下「低炭素建築物の新築等」という。)を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書(様式第3号)の正本及び副本に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて知事に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第8条 知事は、認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合しないことを認めるときは、認定しない旨の通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(工事完了等の報告)

第9条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の工事を完了したときは、工事を完了した旨の報告書(様式第5号)により認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を知事に報告しなければならない。

2 法第56条の規定により知事から認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の

状況について報告を求められた認定建築主は、状況報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（改善命令）

第10条 知事は、法第57条の規定により改善の命令をするときは、改善命令書（様式第7号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第11条 知事は、第7条の規定により認定建築主から申出があつたときは、当該認定を取り消し、その旨を認定建築主に認定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 知事は、法第58条の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式第9号）により行うものとする。

（書類の経由）

第12条 法、規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、低炭素建築物の新築等に係る建築物の敷地を管轄する支庁又は県土整備事務所の長を経由しなければならない。

（設計変更）

第13条 認定建築主は、当該認定低炭素建築物新築等計画の変更（法第55条第1項の規定により低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請を要するものを除く。）をしようとするときは、設計変更届（様式第10号）の正本1通及び副本1通に、当該変更の内容を示す図書を添えて知事に提出しなければならない。

（認定の証明）

第14条 認定建築主は、認定を受けた旨の証明が必要なときは、証明願（様式第11号）を提出し、証明を受けることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、低炭素建築物新築等計画の認定等の事務に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のこの要綱の第3条及び第4条の規定の適用については、当分の間、第3条第1号中「登録住宅性能評価機関」とあるのは「登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第6条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）」と、同条第2号及び第4条第1号中「登録省エネ判定機関」とあるのは「登録省エネ判定機関、登録建築物調査機関」とする。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

計画通知書

第 号
年 月 日

建築主事等 様

島根県知事 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 2 項の規定による申出がありましたので、同法同条第 3 項（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、当該低炭素建築物新築等計画を通知します。

記

- 1 認定申請受付番号
- 2 認定申請受付年月日
- 3 認定申請者の住所及び氏名
- 4 通知に係る建築物の位置

受付欄	決裁欄	通知番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

取下げ届

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

下記の低炭素建築物新築等計画の認定の申請を取り下げたいので、島根県低炭素建築物新築等計画認定実施要綱第6条の規定により届け出ます。

記

- 1 申請年月日
- 2 確認の特例
法第54条第2項の規定による申出の有無 有 無
- 3 申請に係る建築物の位置

※受付欄	※処理欄	※備考

（注意）

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

取りやめる旨の申出書

年 月 日

島根県知事 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめたいので、島根県低炭素建築物新築等計画認定実施要綱第7条の規定により申し出ます。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 確認の特例
法第54条第2項の規定による申出の有無 有 無
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定建築主の氏名

※受付欄	※処理欄	※備考

（注意）

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

島根県知事 印

下記の低炭素建築物新築等計画の認定の申請については、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、島根県（訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

工事を完了した旨の報告書

年 月 日

島根県知事 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の工事が完了したので、島根県低炭素建築物新築等計画認定実施要綱第 9 条第 1 項の規定により報告します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 確認の特例
法第 54 条第 2 項の規定による申出の有無 有 無
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定建築主の氏名
- 6 計画に従って建築物の新築等の工事が行われたことを確認した建築士
(級) 建築士 () 登録第 号
住所
氏名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
名称
所在地

※受付欄	※処理欄	※備考

(注意)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する確認申請が必要な場合は、検査済証の写しを添付してください。
- 3 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 20 条第 3 項に規定する工事監理報告書の写し等認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を確認した書類を添付してください。
- 4 ※印のある欄は記入しないでください。

状況報告書

年 月 日

島根県知事 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の状況について島根県低炭素建築物新築等計画認定実施要綱第9条第2項の規定により報告します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 低炭素化建築物の新築等の状況

※受付欄	※処理欄	※備考

（注意）

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

改善命令書

第 号
年 月 日

認定建築主 様

島根県知事 印

下記の認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により改善に必要な措置をとることを命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、島根県（訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 措置の内容
- 6 改善の期限

認定取消通知書

第 号
年 月 日

認定建築主 様

島根県知事 印

島根県低炭素建築物新築等計画認定実施要綱第 7 条の規定により申し出のあった下記の認定低炭素建築物新築等計画については、当該計画の認定を取り消しましたので、通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 認定建築主の住所
- 6 (※) 確認番号
確認年月日
建築主事等の氏名

(※)は法第 54 条第 4 項において準用する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条第 3 項の規定により知事が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

認定建築主 様

島根県知事 印

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により、当該計画の認定を取り消しましたので、通知します。（これにより、認定は認定当初から無効となります。）

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、島根県（訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 認定建築主の住所
- 6 (※) 確認番号
確認年月日
建築主事等の氏名
- 7 理由

(※)は法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により知事が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第 10 号（要綱第 13 条関係）（A 4）

設 計 変 更 届

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住所
氏名

認定低炭素建築物新築等計画について、計画の変更をしたいので、島根県低炭素建築物新築等計画認定実施要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 認定番号
第 号

2 認定年月日
年 月 日

3 届出に係る住宅の位置

4 変更の概要
(旧)

(新)

※処理欄	※受付欄	※決裁欄
		※係員印

(注意) 1 ※印欄は記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

証 明 願

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
氏 名

島根県低炭素建築物新築等計画認定実施要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画について、認定済みであることを証明願います。

記

- 1 認定申請者氏名
- 2 認定の申請年月日 年 月 日
- 3 認定申請者の住所
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定番号 第 号
- 6 認定年月日 年 月 日
- 7 確認の特例の有無（法第 54 条第 2 項に基づく申し出）
有 無 （確認年月日・確認番号 ）

上記のとおり相違ないことを証明する。

第 号
年 月 日

島根県知事 印